○鶴岡市議会基本条例(案)

前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)
- 第3章 市民と議会との関係(第4条-第7条)
- 第4章 議会と市長等との関係(第8条-第13条)
- 第5章 議会機能の強化(第14条-第17条)
- 第6章 議員の政治倫理(第18条・第19条)
- 第7章 議会・議会事務局の体制整備(第20条・第21条)
- 第8章 議会の組織(第22条-第25条)
- 第9章 議会改革の推進(第 26 条-第 28 条)

附則

鶴岡市は、山林・庄内平野・河川・日本海海岸線を含む海浜、砂丘地など豊かで美しい自然に囲まれた広い市域を有している。平成17年10月1日には、旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村、旧温海町の6市町村が合併した。そこには、人々の多様な生活圏が存在しており、そこに暮らす一人ひとりの市民は多様な意見を持っている。

地方分権時代を迎え、鶴岡市議会はこれまでも様々な議会改革に取り組んできたが、本市の特性である多様な民意を的確に市政に反映させるためには、より一層議論を通じて論点を明らかにし、市民に開かれた透明性の高い議会運営を行うことが求められている。

議会が地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、二元代表制の下での議会の役割は、市長その他の執行機関と独立した対等な立場を保持し、事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策立案や提言を行うことで、市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することである。

今後さらに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大されていく中で、地方自治の本旨に基づいた地方行政の民主的運営による鶴岡市を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、地方自治の本旨に基づき市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、市の意思決定機関であり、行政の監視機関としての責任を果たすとともに、市民の意見を反映させるため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
- (1) 情報公開や市民参加の推進に努めること。
- (2) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。
- (3) 平易な言葉で説明責任を果たすこと。
- (4) 法令等を遵守すること。
- (5) 市民の理解が得られる議会運営に努めること。
- (6) 規模災害等が発生した場合の活動等の危機管理体制の整備に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、直接選挙で選ばれた市民全体の代表者であることを自覚し、 合議制の機関である議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、一部の市民、団体及び地域の課題に偏ることなく、市政全体の課題全般について、自らの良心と責任をもって市民の負託に応えること。
- (2) 議員は、議会活動を市民に説明する責務を有すること。
- (3) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加の推進)

第4条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう市民参加 の推進を図るとともに、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるもの とする。

(意見交換会)

第5条 議会は、市民に開かれた議会を目指すために、市政等に関する課題や 政策的な情報等の話し合いについて、必要と認めたる場合、または市民団体 等の求めに応じた場合には、市民との意見交換会を行うものとする。

(情報公開の推進)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

(広報広聴機能の充実)

- 第7条 議会は、鶴岡市議会広報広聴委員会規程に基づき、鶴岡市議会広報広 聴委員会を設置し、広報広聴機能の充実に努めるものとする。
- 2 議会の運営等に関し市民からの要望、提言、意見等を広く聴取するために 市議会モニターを設置することができる。

第4章 議会と市長等との関係

(基本原則)

第8条 議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)は、議会審議 において、常に対等な関係を維持し、市長等の事務執行の監視及び評価を行 うものとする。

(政策等形成過程の資料要求並びに説明)

- 第9条 議会は、重要な政策等について論点を明確にし、政策水準の向上を図るため、市長に対し、説明資料の提出とともに、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができるものとする。
- 2 市長等は、前項の説明の求めに対し、速やかに対応するよう努めるものと する。

(予算及び決算における政策資料の要求並びに説明)

第10条 議会は、予算案及び決算を審議するに当たっては、市長に対し、施策 別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出とともに、説明に努めるよ う求めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件の指定)

第11条 議会と市長等執行機関は、透明性の高い市政の運営に資するため、総合計画基本構想のほか、市政における重要な計画や協定など、議会における審議が必要と認めるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第2項の規定に基づく議決事件として別に条例で定めるものとする。

(附帯決議への対応)

第12条 議会は、本会議において可決した附帯決議について、市長に対し、最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

(請願採択への対応)

第13条 議会は、採択した請願のうち、市長等において措置することが適当と 認めた場合において、市長等に対しその趣旨を実現するよう求めるとともに、 当該請願に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとす る。

第5章 議会機能の強化

(議員間討議)

第14条 議会は、議案等の審議にあたって、議員相互間の自由な議論により、 合意形成に努めるものとする。

(委員会活動の充実)

- 第15条 委員会は、その所管に属する議案審査、事務調査、請願等の審査を充 実させ、その機能を十分に発揮するものとする。
- 2 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 委員会の運営については、鶴岡市市議会委員会条例の定めるところによる。

(議員研修の充実強化)

- 第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修 の充実強化に努めるものとする。
- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たっては、専門家及び有識者による研修 会を積極的に開催するものとする。

(意見陳述の対応)

第17条 議会は、請願の審査にあたり、請願者からの意見陳述の申し出がある場合は、意見を聴くことができるものとする。

2 議会は、陳情において調査の必要があると認めるときは、陳情者から意見 を聴くことができるものとする。

第6章 議員の政治倫理

(政治倫理の順守)

- 第18条 議員は、市民の代表として高い倫理的義務が課せられていることを自 覚し、良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努め るものとする。
- 2 議員の政治倫理に関して遵守すべき規律の基本事項については、鶴岡市議 会議員政治倫理基本条例の定めるところによる。

(政務活動費の執行と公開)

- 第19条 会派及び議員(以下「会派等」という。)は、市政諸課題の調査、研究 及び政策提言等に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、 鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例並びに政務活動費の手引に定める ところによる。
- 2 会派等は、政務活動費の透明性、公平性及び公正性の観点から、議長に対して収支報告書及び領収書その他の支出を証すべき書面(以下「収支報告書等」という。)を提出するものとする。
- 3 議会は、毎年、収支報告書等を市民に公表するものとする。ただし、市民から収支報告書等の閲覧請求があった場合は、閲覧に応じるものとする。

第7章 議会・議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会及び議員の政策形成、調査・立案能力を向上させるとと もに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務等 に関する機能の充実強化を図るものとする。

(議会図書室の充実等)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室について、必要な 資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報提供を行う機能の充実強 化に努めるものとする。

第8章 議会の組織

(議員の定数)

- 第22条 議会の議員の定数(以下「議員定数」という。)については、鶴岡市 議会議員定数条例の定めるところによる。
- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点や他市の状況把握、市政の現状及び課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、併せて、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(会派)

- 第23条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができるものとする。
- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策立案、政策提言等を行うとともに、必要な調査・研究を行う ものとする。

(議長)

第24条 議長は、議会を代表し、中立公正な職務遂行に努めるとともに、円滑 な議会運営を行うものとする。

(議員報酬)

- 第25条 議員報酬は、鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例の定めるところ による。
- 2 議会は、議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革 の視点や他市の状況把握、市政の現状及び課題、将来の予測と展望を十分に 考慮し、併せて、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

第9章 議会改革の推進

(議会改革の取組み)

第26条 議会は、社会環境の変化と、新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速 に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

(最高規範性等)

- 第27条 この条例は議会における最高規範であり、議会及び議員のあり方の理 念を示すものである。
- 2 議会に関する条例、規則等の制定、改正及び廃止に当たっては、この条例 の主旨を尊重し、整合を図るものとする。
- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開 始後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。

(条例の検証及び見直し)

第28条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているか検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。